

理容師法に基づく各種届出について

内容	届出事項	届出・添付書類
新規開設 開設者の変更 ◆事業譲渡の場合においては、一部提出書類が省略可能となります。 (詳細についてはお問合せください。) 店舗の移転 店舗の建て替え	開設届	1) 開設届(概要書、図面、従業者一覧)* ¹ 2) 理容師免許証(原本)* ² 管理理容師講習会修了証書(原本と写し)* ² 3) 理容師の健康診断書 (結核、伝染性皮膚疾患に関する医師の診断書 発行1ヶ月以内のもの) 4) 開設者が外国人である場合は住民票の写し 5) 手数料 17,000 円の現金
店舗の改装 構造設備の変更	変更届	1) 理容所開設事項変更届* ³ 2) 変更前後の図面 (変更前後の内容を確認できるもの) ※ 変更の程度が大きい場合 → 開設届と廃止手続きが必要になることがあります。 保健所窓口で図面によりご相談ください。
従業員の雇入・退職	変更届	1) 理容所開設事項変更届* ³ (雇入・退職をする従業員の一覧)
理容師を雇入れする場合		2) 当該理容師の理容師免許証(原本)* ² 管理理容師の届出は講習会修了証書(原本と写し)* ² 3) 当該理容師の健康診断書 (結核、伝染性皮膚疾患に関する医師の診断書 発行1ヶ月以内のもの)
管理理容師を変更する場合		2) 変更後の管理理容師の講習会修了証書(原本と写し)* ²
無資格者を雇入する場合		1) の届のみ
施設名称の変更 開設者の住所変更	変更届	1) 理容所開設事項変更届* ³
法人名称の変更 法人代表者の変更 法人所在地の変更	変更届	1) 理容所開設事項変更届* ³ 2) 登記事項証明書 (変更前後の内容を確認できるもの)
店舗の休業	休止届	1) 理容所休止届* ³
店舗の廃業	廃止届	1) 理容所廃止届* ³ 検査確認書
確認書の紛失・汚損	証明願	1) 証明願* ³

*1 用紙は保健所窓口にご用意しております。

*2 免許証・講習会修了証書の氏名と現在の氏名が異なる場合、戸籍謄(抄)本又は運転免許証の裏書等を掲示してください。

*3 届出用紙は船橋市ホームページからダウンロードできます。

理容所・美容所の各種届出について

https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyuu/iji_yakuji_eisei/004/p004773.html

問い合わせ先
船橋市保健所衛生指導課環境指導係
〒273-8506 船橋市北本町 1-16-55
TEL 047-409-2563 FAX 047-409-2592

美容師免許の書換・再交付、管理理容師資格認定講習会修了証書の書換・再交付については、下記の理容師美容師試験研修センターに申請・手続きが必要です。

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

〒135-8507 東京都江東区有明 3-7-26 有明フロンティア B 棟 9F (TEL 03-5579-0911)